

# 平成16年度競争入札参加 資格審査申請受付情報

(No.3)

平成16年11月4日

中小企業官公需関係担当課 御中

競争入札参加資格審査申請の受付について下記の機関より情報提供がありましたので、送信致します。

## 情報提供機関名

○独立行政法人 都市再生機構

## 全国中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>

(連絡先:03-3523-4904(連携組織推進部))

## 競争参加者の資格に関する公示

平成17・18年度を有効とする独立行政法人都市再生機構の建設工事及び測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおりお知らせします。

平成16年10月

### 1 工事種別及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事種別は、次に掲げるとおりとする（カッコ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。）。

- [1] 建築工事（建築一式工事）
- [2] 土木工事（土木一式工事）
- [3] 電気工事（電気工事、電気通信工事）
- [4] 管工事（管工事、水道施設工事）
- [5] 造園工事（造園工事）
- [6] 保全建築工事（建築一式工事）
- [7] 保全土木工事（土木一式工事）
- [8] 塗装工事（塗装工事）
- [9] 防水工事（防水工事）
- [10] 機械設置工事（機械器具設置工事、消防施設工事、熱絶縁工事）
- [11] 畳工事（内装仕上工事）
- [12] ふすま工事（内装仕上工事、建具工事）
- [13] 舗装工事（ほ装工事）
- [14] 汚水処理施設工事（清掃施設工事、水道施設工事）

[15] その他工事（大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事、鉄筋工事、P C 橋梁工事）  
（建設コンサルタント等業務）

建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

- [1] 測量
- [2] 土質調査
- [3] 建築設計
- [4] 建築監理
- [5] 土木設計
- [6] 土木監理
- [7] 補償
- [8] 調査

## 2 申請の時期及び場所

(1) 定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあつては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、郵送方式により別記2に掲げる期間及び郵送宛先において申請を受け付ける。

なお、国土交通省等及び建設関係公団等が実施するインターネット方式により申請をする者は、申請者の本店所在地の区分に関わらず、平成16年12月1日から平成17年1月14日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

（建設工事）

<https://www.pqr.mlit.go.jp>

（建設コンサルタント等業務）

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

- (2) 随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあつては、平成17年1月17日以降随時、申請者の本店所在地の区分に応じ、郵送又は持参方式により別記3に掲げる提出場所（郵送宛先）において申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする場合においては、建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した支社等（本社、各支社及び各地域支社をいう。以下同じ。）の別記3に掲げる提出場所等においても申請を受け付ける。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

- [1] 「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務）」（以下「申請書」という。）は、平成16年11月1日から別記1に掲げる場所において、一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者に有料にて交付する。なお、別記1 [1]、[7]、[8]及び[9]に掲げる場所においては、郵送による交付を取り扱う。

[2] インターネットを使用して申請をする者は、2(1)に掲げるアドレスにアクセスし、平成16年11月1日から平成16年11月30日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成16年11月1日から平成17年1月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

(2) 申請書の提出方法

持参又は郵送により、申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「競争参加資格認定通知書」を送付するための郵便切手を貼った機構指定の封筒とともに提出すること。また、郵送による場合は、受付通知票に返信先（本店住所及び商号又は名称）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。

申請書、添付書類の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、それぞれ1部とする。

インターネットを使用して申請をする者は、2(1)に掲げるアドレスにアクセスし、(1)[2]においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、(1)[2]において入手したパスワードを入力して送信するものとする。

（建設工事）

[1] 営業所一覧表

[2] 申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書

- [3] 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する総合評定値通知書（公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号）による改正前の建設業法第27条の27第1項により通知された経営事項審査結果通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）が申請日の直近のものである場合には、経営事項審査結果通知書）の写し
- [4] 業態調書
- [5] 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3）、別紙第9号書式（その3の2）、別紙第9号書式（その3の3）のいずれか
- [6] 申請者が、その設立から5（建設工事）(2)[1]に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
- [7] 申請者が、その設立から5（建設工事）(2)[1]に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

[8] 申請者が、[3]に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び[3]に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

[9] 行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

- (A) 申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る[3]に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。
- (B) 申請者が公益法人（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）であるときは、[1]に掲げる書類、[4]に掲げる書類、[3]に掲げる書類に代えて、規則第19の2第2項の経営事項審査申請書に準ずる書類、規則第19条の3第1項各号に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。
- (C) 申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者（公益法人を除く。）であって、建設業法第3条の規定による許可を受けていないものであるときは、[3]に掲げる書類に代えて、規則第19の2第2項の経営事項審査申請書に準ずる書類、規則第19条の3第1項各号に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは商業登記簿謄本を提出すること。

- (D) 申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿並びに共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る[1]から[8]までに掲げる書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る[3]に掲げる書類を併せて提出すること。

（建設コンサルタント等業務）

- [1] 測量等実績調書
- [2] 技術者経歴書
- [3] 営業所一覧表
- [4] 申請者が法人であるときは、商業登記簿謄本又はその写し
- [5] 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し
- [6] 申請者が法人であるときは、5（建設コンサルタント等業務）(1)に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人であるときは、5（建設コンサルタント等業務）(1)に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

[7] 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）、別紙第9号書式（その3の2）、第9号書式（その3の3）のいずれか

[8] 行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

(A) 申請者が公益法人であるときは、[1]から[3]及び[5]に掲げる書類、[6]に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。

(B) 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって[1]、[2]及び[4]に掲げる書類並びに[6]に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(b) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(c) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

- [1] 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
- [2] 申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

#### 4 競争に参加することができない者 （建設工事）

[1]から[6]までに掲げる者。ただし、1（建設工事）の[15]「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき一般競争（指名競争）に参加する者及び公益法人（以下「その他工事参加者等」という。）については、[1]から[4]まで及び[6]に掲げる者。

- [1] 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- [2] 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者
- [3] 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- [4] 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- [5] 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成6年建設省告示第1461号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の1年7月前の日以後のもの。）を受けていない者

- [6] 経常建設共同企業体で、その構成員に[1]から[5]まで（その他工事参加者等については、[1]から[4]まで）に該当する者を含むもの

（建設コンサルタント等業務）

[1]から[5]までに掲げる者。

- [1] 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- [2] 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者
- [3] 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- [4] 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- [5] 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

## 5 競争参加者の資格及びその審査

（建設工事）

4の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。4の競争に参加することができない者以外の者については、(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（その他工事参加者等については、これに準ずる項目）及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級におけ

る順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

(1) 客観的事項（共通事項）

- [1] 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第1第1号の1に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は3年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
- [2] 告示第1第1号の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第1第3号の1から3までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数又は客観的事項の審査基準日及び基準決算の前期末における許可を受けた建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数の平均の数
- [3] 告示第1第1号の2及び3、第2号並びに第4号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。また、告示第1第2号に規定する項目については、平成11年建設省告示1056号による改正時の基準に基づくものとする。）

(2) 主観的事項（特別事項）

- [1] 平成16年10月1日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの2年間における希望工事種別ごとの工事成績
- [2] 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における希望工事種別ごとの特別な工事の経歴

（建設コンサルタント等業務）

4の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。4の競争に参加することができない者以外の者については、(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

- (1) 申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- (3) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
- (4) 審査基準日までの営業年数

## 6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

## 7 資格の有効期間

資格認定の日から平成19年3月31日までとする。

## 8 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、各支社等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

(3) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の[1]から[5]までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、各支社等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

- [1] 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- [2] 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- [3] 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

- [4] 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
  - [5] 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- (4) インターネットを使用しての申請ができない者  
(建設工事)
- [1] 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない場合
  - [2] 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の申請日が平成16年3月1日以降のもので、当該経営事項審査において総合評定値(P)を申請していない場合
  - [3] 経常建設共同企業体
  - [4] 事業共同組合で総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合
  - [5] 協業組合・企業組合で3（申請の方法）(2)（建設工事）[6]又は[7]に掲げる書類を提出する場合
  - [6] 合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請を行う場合
  - [7] 会社更生法に基づく更生手続開始決定、又は、民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で(2)に掲げる再度の認定を受けていない場合

[8] グループ経営事項資格審査又は持株会社経営事項資格審査を受けている場合

(建設コンサルタント等業務)

[1] 会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再度の認定を受けていない場合

[2] 民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再度の認定を受けていない場合

## 別記 1 申請書類の交付場所

次に掲げる財団法人都市再生共済会の売店等で販売する。

〔掲載順序 郵便番号 所在地等〕

- [1] 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー 3階 (電話045-650-0104)  
郵送購入を希望する場合の連絡先は045-650-0846
- [2] 〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー17階 (電話03-5323-4396)
- [3] 〒261-8501 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンD棟20階 (電話043-296-7327)
- [4] 〒220-6110 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB棟10階 (電話045-682-1650)
- [5] 〒336-0027 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1ラムザタワー 6階(電話048-844-2064)
- [6] 〒305-0032 茨城県つくば市竹園1-2-1 茨城地域支社 2階 (電話029-852-2019)
- [7] 〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル 1階 (電話052-252-2176)
- [8] 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 西日本支社地下 1階 (電話06-6968-6645)

[9] 〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜2-2-101  
 測上ビル 1 階 ( 電話092-721-6275)

[10] 〒060-0061 北海道札幌市中央区南 1 条西1-1-  
 1 札幌東ビル 6 階 ( 011-261-6414 )

## 別記 2 受付期間及び送付宛先

### (1) 受付期間

平成16年12月6日から平成16年12月22日まで  
(平成16年12月22日までに必着)

### (2) 本店所在地及び郵送宛先

[掲載順序 本店所在地 郵送宛先]

[1] 東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃  
 木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、  
 宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道

〒163-1302 新宿アイランド郵便局留  
(建設工事)

都市機構平17・18関東地区工事審査担当  
(建設コンサルタント等業務)

都市機構平17・18関東地区コンサルタン  
ト審査担当

[2] 愛知、静岡、岐阜、三重、富山及び石川の  
 各県

〒460-0008 名古屋中日ビル郵便局留  
(建設工事)

都市機構平17・18中部地区工事審査担当  
(建設コンサルタント等業務)

都市機構平17・18中部地区コンサルタン  
ト審査担当

- [3] 大阪府、京都府、滋賀、福井、奈良、兵庫、和歌山、岡山、広島、鳥取、島根、徳島、愛媛、香川及び高知の各県  
〒537-0022 東成中浜郵便局留  
(建設工事)  
都市機構平17・18関西地区工事審査担当  
(建設コンサルタント等業務)  
都市機構平17・18関西地区コンサルタント審査担当
- [4] 山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県  
〒810-8799 福岡中央郵便局留  
(建設工事)  
都市機構平17・18九州地区工事審査担当  
(建設コンサルタント等業務)  
都市機構平17・18九州地区コンサルタント審査担当

別記3 本店所在地及び提出場所(郵送宛先)

[掲載順序 本店所在地 提出場所(郵送宛先)]

- (1) 東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道 次のいずれかの場所とする。

- [1] 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー 独立行政法人都市再生機構本社総務人事部工事契約チーム(電話045-650-0189)
- [2] 〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー19階 独立行政法人都市再生機構東日本支社総務企画部契約課(電話03-5323-2572)

- [3] 〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー13階 独立行政法人都市再生機構東京都心支社総務企画部契約課（電話03-5323-0469）
- [4] 〒261-8501 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンD棟20階 独立行政法人都市再生機構千葉地域支社総務企画部経理課（電話043-296-7241）
- [5] 〒220-6110 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB棟10階 独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社総務企画部契約課(電話045-682-1531)
- [6] 〒336-0027 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー5階 独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社総務企画部契約課（電話048-844-2042）
- [7] 〒305-0032 茨城県つくば市竹園1-2-1独立行政法人都市再生機構茨城地域支社2階総務企画部総務経理課（電話029-852-2012）
- (2) 愛知、静岡、岐阜、三重、富山及び石川の各県
- 〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル7階 独立行政法人都市再生機構中部支社総務企画部経理課(電話052-252-2018)
- (3) 大阪府、京都府、滋賀、福井、奈良、兵庫、和歌山、岡山、広島、鳥取、島根、徳島、愛媛、香川、高知の各県
- 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構西日本支社3階総務企画部契約課(電話06-6969-9023)
- (4) 山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県
- 〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社2階総務企画部経理課（電話092-722-1017）

お問い合わせ先

申請手続について

別記3に掲げる各支社等の契約担当課

本公示の内容について

経理資金部契約監理チーム045-650-0305

独立行政法人都市再生機構 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1  
(横浜アイランドタワー5階～18階)

All Rights Reserved. Copyright (c) 2004 Urban Renaissance Agency.